

農林水産業の担い手の
結婚のきっかけを創出
するイベントの開催経費
の一部を補助します。

補助金最大

10万円

補助率2/3



どのような補助制度？

農山村エリアへの定住促進を目的として、農林水産業の担い手の結婚へのきっかけの創出が期待される婚活イベントを開催する際の経費の一部を補助する制度です。

補助の対象者は？

補助の対象者は、市内に事務所等を有する団体（法人格の有無は問いません。）、又は市内に住所を有する個人事業者です。ただし、政治活動、宗教活動を目的とした事業を行う者、暴力団の統制下にある者は除きます。

対象となる事業は？

山口市内の農林水産業の担い手の結婚へのきっかけを創出するイベントで、以下の要件を全て満たすものが対象です。

- ・20歳以上の独身男女を対象にすること
- ・参加者の定員が10人以上であること
- ・農山村エリアへの移住定住促進が期待できる事業であること
- ・山口市内の施設等を対象とすること
- ・特定の団体や会員のみを対象としないこと
- ・公序良俗に反する内容でないこと
- ・この補助金のほか、国、地方公共団体等（山口市含む）から補助金等を受けていないこと

補助を受けられる金額は？

事業費のうち、補助対象経費（詳細は裏面）の3分の2を補助します（上限10万円）。

ただし、同一補助対象者への交付については、同一年度において20万円が上限です。

※補助対象経費の合計額に千円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。

補助対象経費とは？

補助対象経費は以下のとおりです。

補助対象経費	内容
報償費	外部講師、司会者への謝礼
旅費	外部講師、司会者の交通費、宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費
通信運搬費	郵便料金等
広告料	新聞、テレビ、ラジオ、SNS等の広告費
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等の借上料
その他の経費	市長が必要と認める経費

※参加者の飲食費、交通費、宿泊費、記念品代及び土産代は除きます。

申請方法は？

山口市農山村づくり推進課まで、以下の書類をイベント実施前に提出してください。

- ・山口市農林水産業担い手交流・婚活イベント開催事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（別紙1）
- ・収支予算書（別紙2）

様式は山口市公式ウェブサイトに掲載しています。
詳しくはコチラをご覧ください。



お問い合わせ先

山口市 農林水産部 農山村づくり推進課 移住定住担当
TEL：083-934-4646
メール：nousanson@city.yamaguchi.lg.jp

